

# 「障害年金」のことは<sup>てらす</sup>照事務所に お任せください！



おかげさまで、障がい福祉サービス事業所をはじめ、医療機関・行政機関等の皆様方より多数のご相談を頂いております

QRコードより、弊所ホームページをご覧ください

15年以上の相談業務歴

ご希望の確実な把握

完全成功報酬制

## ～こんな時は、ぜひご相談ください！～

- ・自分が障害年金を受給できるのか、どうすれば受給できるのか知りたい
- ・受給できるなら早く申請したいが、何から、どうしていけばいいのかわからない
- ・手続きが色々複雑で時間がかかりそうなので、自分で手続きをするのは難しく、ストレスに感じる

## 専門家に申請を依頼するメリット 【早くて確実な、ストレスのない申請が可能！】

例えば…

●自分で申請まで4ヶ月かかった場合と、専門家に依頼して申請まで2ヶ月で済んだ場合で、どちらも受給決定となったケースを比べた結果…

➡事後重症請求等による障害年金の支給は請求した月の翌月分以降が対象となる事から、専門家に2ヶ月分の報酬を支払っても、実際に手元に入る金額は変わらない

➡何より申請にかかる労力やストレスがなく、かつ専門家の視点や経験から、受給決定がされやすくなるように配慮した申請を行うので、受給決定の可能性が高くなる

- 障害年金の相談・申請は社会保険労務士が特化しています
- ご本人・ご家族等への詳細な聴き取りを行い、事実に基づき、ご希望をしっかりと反映した申請代行を行います
- 報酬は年金の受給が決定した場合のみ頂きます
- 医療従事者の方になるべくご負担がないように、初回相談、主治医の先生へのご案内や、その後の全てのご支援を行います

照事務所 R8.2.23改訂

※専門家へ依頼した場合の金銭的負担を避ける為に、自分自身で申請書類を準備し年金事務所へ申請した結果、本来支給されるはずの年金が、不支給になるケースがあります。そうならない為にも、費用の相談を含め、まずはご相談下さい！初回相談は無料です。

※相談希望の方は、裏面をご記入の上お問い合わせ頂けると、聴き取りがスムーズです

TEL 092-707-8412  
携帯 070-2223-7344

メールアドレス h-hadano@terasu-jimusho.com

社会保険労務士・行政書士・公認心理師  
精神保健福祉士・社会福祉士

**照（てらす）事務所**

# 障害年金相談 簡易ヒアリングシート

(※わかる部分のみのご記入で大丈夫です)

フリガナ 氏名		生年月日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日生
住所	〒		
電話		携帯	
傷病名	(障害の原因になった病名)		
初診日	(初めて医師の診療を受けた日)		
病院の受診歴について (※精神障がいや、知的障がいのある方は精神科・心療内科の病院・クリニックへの受診歴についてご記入ください。)	<p>【病院・クリニック名、入通院していた期間】 初診の病院・クリニック名</p> <p>➡</p> <p>入通院期間</p> <p>➡ 年 月～ 年 月</p> <p>現在かかりつけの病院・クリニック名</p> <p>➡</p> <p>入通院期間</p> <p>➡ 年 月～ 年 月</p>		
年金保険料について (該当する方に○をつけてください)	<p>① 20歳の時より前に初診日はありますか？</p> <p>➡ あり ・ なし</p> <p>② 初診日の2か月前までの1年間に保険料の未納はありますか？</p> <p>➡ あり ・ なし</p>		
発症時の職業	➡ あり (職業名: ) ・ なし		
障害者手帳の有無 (該当する方に○をつけてください)	<p>精神障害者保健福祉手帳 ➡ あり ・ なし ( 1 ・ 2 ・ 3 級 )</p> <p>療育手帳 ➡ あり ・ なし ( A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2 )</p> <p>身体障害者手帳 ➡ あり ・ なし ( 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 級)</p>		
〈その他、お伝えしたい内容などあればご記入ください〉			

※ 表面のQRコードを読み込んで頂き、ホームページの「お問い合わせフォーム」からご相談ください。後日ご連絡させていただきますので、その際「ヒアリングシート」の内容に沿った聴き取りをさせていただきます。その為、事前に「ヒアリングシート」にご記入いただけますと、聴き取りがスムーズです。

※ もちろん直接お電話やメールでご相談されても構いません。その際にも「ヒアリングシート」の内容に沿った聴き取りをさせていただきますので、よろしくお願いたします。